

# 「非営利組織の会計における財産目録の意義」

## The Significance of the Statement of Assets and Liabilities in Nonprofit Accounting

古 市 雄一朗

### 1 はじめに

現在、我が国の企業会計において、会社法における計算書類や金融商品取引法の財務諸表の中に財産目録は含まれていない。また我が国の会計制度、会計基準の基礎概念を示している、「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」においても、財務諸表として財産目録についての言及はされていない。

一方で、公益法人会計基準においては、作成すべき財務諸表等として財産目録が挙げられている。また学校法人会計基準においても、その第1条2の中で「(前略) 学校法人(法第五十二条第五項の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下「学校法人」という。)は、この省令の定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。」と定められている。また、NPO法人会計基準においてもNPO法人会計基準8において、「NPO法人は財務諸表(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録を作成しなければならない。」とされており、我が国の非営利組織に関する会計基準においては、財産目録の作成が広く求められている。

周知のとおり、我が国の企業会計制度において、財産目録が占める役割が大きく後退したエポックな出来事として、昭和49年の商法改正が挙げられる。この改正をもって商法の規定から決算財産目録の作成は要求されなくなり、現在に至っている。

近年、我が国の非営利組織の会計制度を巡る議論において「企業会計への接近」と「統一的な会計基準の設定」という2つのトピックは常に中心的な話題を提示してきたが、財産目録の取り扱いについては、企業会計と非営利組織会計の間で明確な異同が存在していると言える。

また、先述の公益法人会計基準、学校法人会計基準、NPO法人会計基準における財産目録の取り扱いにおける共通点として財産目録の価額つまり資産および負債に付される金額は貸借対照表記載の価額と同一とすることが求められている。もし、財産目録に貸借対照表には示されない情報を示すことで財務報告の中に追加的な情報価値

を加えることを目指すのであれば、必ずしもその制約は必然のものでは無いと思われる。実際、本稿において概観する企業会計における財産目録上の価額を貸借対照表と同一の金額とすべきか否かにおいては、様々な議論が行われてきた。

本稿においては、上記の問題意識を出発点として、非営利組織の財務報告の体系において財産目録に期待される役割について、企業会計における財産目録に関する先行研究を概観し、非営利組織の財務報告において財産目録が果たす役割について検討を行う。

## 2 企業会計における財産目録の意義

安藤他編会計学大辞典第5版によれば財産目録は以下のように定義されている・

「財産目録は、財産、つまり資産と負債を収録する文書であり、これによりすべての財産を一覧表示することができる文書である。これは、一時点において企業が保有しているすべての資産および負債を、その種類、数量、価額を附して詳細に記載したものである」（『会計学大辞典第5版』P529 興津裕康著）

上記の定義を所与とした時に、同じストック情報を示す貸借対照表との相違として種類や数量といった物量情報を示す点が挙げられている。一方で、その附される金額については、様々な議論が行われてきた。例えば、五十嵐 [2002] においては、財産目録における財産の金額計算について(1)貸借対照表上の金額と同一にするという考え方(2)財産目録の役割ないし目的から独自の評価を附し、貸借対照表上の財産評価と異質の内容にするという考え方、(3)財産目録の価額について、貸借対照表上の評価額を附したうえで財産目録固有の評価額を併記するような形で複数の評価額を附す方法、といったいくつかの考え方が取りえることを示している(五十嵐 [2002] P17)。

財産目録の財産にいかなる評価額を付すかは、財務報告において財産目録にどのような位置づけを与えるか、すなわち財産目録の作成の目的に依存していると言える。

安藤 [2001] においては、財産目録は、貸借対照表の作成のためではなく、財産管理者の責任を明確にするために存在するとしている。すなわち、株式会社の取締役もこの財産管理の責任を有しており、その責任を履行するために財産目録が作成されると述べている(安藤 [2001] P159)。

また、五十嵐 [2002] は、財産目録の役割について以下の3つの視点から説明を行っている。

### ①財産目録の数量計算に関する役割

財産の数量計算は当該財産を管理する者に対する管理責任の所在を明らかにという重要な役割を果たす。

## ②財産目録の金額面に関係する役割

簿記記録との関係において、財産目録は財産の実在高を把握し、帳簿記録を修正する役割を有している。また、貸借対照表との関係において貸借対照表の作成基盤を形成するという役割を果たす。さらに財産目録が棚卸により作成されて帳簿記録との差が出た時にその差額は損益として処理されることになるので、期間損益計算にも影響を与えることになる。

## ③財産目録と様々な利害関係者

経営管理者の立場に立つならば、財産目録における財産の数量計算は、各財産の管理責任者に対する責任の所在を明らかにし、経営者の受託責任を問うことができる(五十嵐 [2002] PP12-14)。

安藤 [2001] および五十嵐 [2002] が示しているように、財産目録には、財産の管理を行っている者の責任を明確にし、その受託責任を解除するために必要な情報が提供されることが示されている。また、特に安藤 [2001] が主張しているように、その役割は、同じストック情報を示す貸借対照表とは異なるものであるという考え方がしばしば主張されてきた。

以前は商法(会社法)との関係から財産目録が果たす役割について、様々な検討が加えられてきたが、昭和49年の商法改正において、制度上、財産目録の作成は求められないこととなった。その理由について五十嵐 [2002] は、会計帳簿に基づいて決算書類を作成する考え方が支配的となり、さらにその基本的なスタンスとしていわゆる費用収益法的な計算システムを商法が予定するようになったという点を指摘している(五十嵐 [2002] P38)。

確かに財務諸表の体系の中で、ストック情報が果たす役割について損益計算書の補助手段として、当該期間の損益計算に含まれなかった未解消項目の収容表として貸借対照表を理解する動体論的思考を中心に考えるならば、財産目録が果たす役割は限定的なものになると言える。すなわち、決算書類におけるストック情報に求められる役割が、財産の在 High の表示から損益計算の補助手段であると整理されていく過程において、財産目録が果たす役割が大きく後退せざるを得ないと言える。

しかしながら、財産目録に役割について先行研究で示されているように、貸借対照表と別の役割があると考えれば、貸借対照表が作成されるとしても、財産目録が果たす役割が無くなる訳では無いと考えられる。特に期間損益計算を会計の目的としない非営利組織の会計においては、ストック情報が期間損益計算において果たす役割以外からの視点でその意義を検討する余地を有していると言える。特に、ミッションを果たすためにどれだけの財産を保有しているかについての情報を提供するかと言った点や、資源提供者とりわけ条件付の寄附に代表されるような用途制限のある資源提

供を受けた場合に非営利組織の運営者が負うことになる受託責任の履行という観点からも財産目録が果たす役割について検討の余地を有している。

このように考えた場合には、必ずしも各種の非営利組織会計制度の中で求められているように、財産目録における財産の価額が貸借対照表の価額と一致している必然性は無いように思われる。次節においては、財産目録における価額としてどのような評価額が用いられる余地があるかについて企業会計における議論に注目して検討を行う。

### 3 財産目録の評価額

既述の通り、我が国の非営利組織会計制度において財産目録の作成が要求される場合に、その評価額は貸借対照表価額と同額とすることが求められている。しかしながら、企業会計における財産目録に関する先行研究においては、必ずしもその必然性があるとは主張されていない。

例えば、太田・飯野 [1975] においては財産目録の作成またはその背後に期待されている会計思考として支払能力の測定を目的とし、企業の解散を前提とした債権者の思考に支えられたものであると指摘している（太田・飯野 [1975] P153）。そのように考えるならば、財産目録が作成される時の資産および負債の範囲は、債権者に対する支払能力という観点から決定されることになる。すなわち、繰延資産やのれんのような支払能力を持たない会計上の資産や、引当金のように必ずしも将来の支払義務を示すとは限らない負債は認識の対象とはならなくなる。

また、評価額についても必ずしも取得原価に限られる必要は無く、支払能力という意味では、時価（公正価値）による評価の余地が大きくなるように思われる。一方で、太田 [1957] においては、財産目録の評価額が貸借対照表の評価額と同一である場合に財産目録は、資産・負債の現在高の内訳明細書であり、主に実物を調査して作成が行われるものである点を指摘している。また、貸借対照表と財産目録に同じ評価額を付して両者が作成される場合、概念的には財産目録は決算の予備手段となることを示した上で、損益計算の立場からは、財産目録の必要性が認められないことを指摘している（太田 [1957] P154）<sup>1)</sup>。

上記の議論をまとめるなら、財産目録の価額としてどのような評価額を用いるか、より具体的に言えば、取得原価を用いるか時価（公正価値）<sup>2)</sup>を用いるかは、財産目録の作成の目的に依存し、組織の支払い能力を示すという観点に立つならば、時価（公正価値）による評価が選択され、損益計算に寄与するために作成される貸借対照表の内訳表として作成される場合には、貸借対照表の価額と同様に費用性資産について取得原価による評価が用いられるが、この場合には財産目録は本来、損益計算に寄与するために作成されるものではないので、その作成の必然性が生じないという点が

指摘されてきた。安藤 [1978] においてはフランスおよびプロシアの初期の商法における財産目録と貸借対照表の関係に注目して、両者の関係を以下のようにまとめている。

図表 1 財産目録と貸借対照表の関係

財産目録の役割	貸借対照表の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財産数量計算</li> <li>● 支払い停止の危険の有無を知るための財産状態表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利益計算</li> <li>● 債務超過の有無を知るための財産状態表示</li> </ul>

安藤 [1978] をもとに筆者作成

企業会計における議論を所与とすれば、財産目録の価額を貸借対照表上の価額と同一にするならば、その作成の意義は貸借対照表の内訳表示になる一方で、債権者保護を目的として解散価値を示すために財産目録の価額を時価にするならば、貸借対照表では示されない情報を示すことになると言える。

企業会計における財産目録を巡る上記の議論を踏まえたうえで、非営利組織の会計において、財産目録を作成する意義をどのように考えるかについて次節において検討を行う。すなわち、期間損益計算を目的としない非営利組織の会計においては、貸借対照表の内訳表として財産目録を作成する積極的な意味は見いだされないように思われる。一方で、ゴーイングコンサーン（継続組織）を前提とした場合に解散価値の表示という財産目録の意義は、財務報告の主たる目的の中で果たす役割が限定的になると考えられる。そのような場合に、非営利組織の会計において財産目録が作成される必要性について非営利組織会計固有の必要性を加味したうえで検討を行う。

#### 4 非営利組織の会計において財産目録が果たす役割

日本公認会計士協会 [2019] においては、非営利組織の財務報告の目的として①主たる情報利用者による意思決定に有用な情報を提供すること（意思決定有用性）②、非営利組織に提供された資源をどのように利用したかについての説明責任を果たすこととされている（日本公認会計士協会 [2019] par18）。非営利組織の財務報告の目的として、これらを挙げるのは、近年においてはかなり一般的な議論になっていると言える。

例えば、2024年に改正された公益法人会計基準においては、公益法人における財務報告の目的について以下のように定めている（公益法人会計基準pars 4～5）。

4. 「(前略) 非営利法人である公益法人における財務報告は、その活動基盤となる資源提供者を念頭に置いた情報(資源提供者の意思決定に有用な情報、資源の受託者としての説明責任を果たすための情報)を提供することが主要な目的となる。

5. 「(前略) 公益法人が受けている税制上の優遇措置は、政府への納税行為を通じて間接的に納税者等から財務資源が付託されているものとも考えられることから、資源提供者としては、国民や地域社会も念頭に置く必要がある(行政庁は、こうした国民や地域社会からの付託を受け、法令に基づく審査・監督を担うものであると考えられる。)。こうした広範な資源提供者のニーズを考慮した財務報告を行うことで、資源提供者以外の公益法人のステークホルダーの多様なニーズにも対応していくことにつながるものと考えられる。」

また2024年に改正された学校法人会計基準においても会計基準の根拠法がこれまでの私立学校振興助成法から私立学校法に代わり、財務報告の主な目的も補助金の適正配分から情報開示に変化しているが、学校法人会計基準の在り方に関する検討会[2024]においては、学校法人会計基準に基づく財務報告の目的について以下のように検討を行っている。

「学校法人等の財務報告は、在学者その他の利害関係人」の情報のニーズを満たすほか、資源提供者等の意思決定に資する情報提供、そして、情報開示を通じて学校法人が社会への説明責任を果たす機能を有するものと考えられる。また、学校法人等が適正な財務情報を開示することで、基本的な財務規律の構築にも資するものである。」(学校法人会計基準の在り方に関する検討会 [2024] P8)

学校法人会計基準の財務報告の議論においても、財務報告の目的として、資源提供者の意思決定に有用な情報の提供、説明責任の履行、および社会全体に対する説明責任の履行のために財務報告を行うことの必要性が強調されている。

一般に社会に対する説明責任という概念は、しばしば多様な意味を持つ用語として捉えられ、その範囲や責任の発生から解除に至るまでのプロセスについても多様な考え方を含むものとなっている。その中で日本公認会計士協会[2019]は非営利組織が社会全体に対する説明責任を負う理由を以下のように示している。

「一部の非営利組織に関しては、税制優遇や補助金等の措置が設けられている場合があるが、こうした場合、当該組織に対して間接的に国民や地域社会から資源が付託さ

れていると捉えることができる。納税者や地域社会に対しても、非営利組織の報告は、付託された資源が制度目的に沿って効率的かつ効果的に利用されていることを広く説明する手段、すなわちスチュワードシップに基づく説明責任を果たすための手段として位置付けることができる。」（日本公認会計士協会〔2019〕par23）

すなわち、本稿における財産目録に係る議論に絞って考えるならば、公益法人や学校法人は、税の優遇や直接的な補助金の受取りにより、国民から資源が付託されているため、その財産管理に伴う説明責任を負っていると考えることができる<sup>3)</sup>。

企業会計を巡る財産目録についての先行研究を概観しても分かるように、企業会計における財務報告の中で、伝統的に財産目録には、債権者保護のための解散価値の表示、同じく債権者保護のための擬態破産の防止、財産の受託者の説明責任の評価、損益計算に資するための貸借対照表の明細表または内訳表といった機能が期待されてきた。これらの役割の中で非営利組織の財務報告において財産目録が主にその機能を発揮するのは、財産目録において財産の数量情報が示されることにより、当該財産を管理する者に対する管理責任の所在を明らかにするという点にあると考えられる。

すなわち、公益法人会計制度であれば、活動計算書と貸借対照表が、学校法人会計制度であれば、事業活動収支計算書と貸借対照表のように貨幣ベースでのフロー情報とストック情報が作成されていることを所与とするならば、財産目録は非営利組織に付託された財産の状態を示すことで、非営利組織がその財産をどのように管理しているかについての情報を示すことになると言える。

期間損益の計算を目的としない非営利組織の場合、発生主義や複式簿記を用いて、活動計算書のようなフロー情報を作成することの意義として、サービスを提供するのに要したコストと、それが活動の結果としてインフロー<sup>4)</sup>でどれだけ賄われたかを示すこと、および貸借対照表において示される財政状態をどのように変化させたかの原因を示すことにあると考えられる。また、貸借対照表は財政状態を示すとともに、費用や収益の期間配分に寄与することになる。このように考えると、同じストックについての情報を示すといっても、貸借対照表と財産目録に期待される役割は、本質的に異なっていると言える。

## 5 非営利組織の財産目録における評価額

財産目録においては、資産および負債についての物量情報の表示が中心となる。一方で、財産目録においてもそれぞれの財産に評価額が附される。企業会計における財産目録を巡る先行研究において確認したように、どのような評価額を用いるかは、財産目録を作成する目的に依存していると言える。また、財務報告の中で貸借対照表が果たす役割と財産目録が果たす役割が異なっている以上、両者の評価額が同一である

必然性は無いと言える。

しかしながら公益法人会計基準や学校法人会計基準において財産目録の評価額は、貸借対照表と同一であることが求められている。学校法人会計基準における財産目録が果たす役割について学校法人会計基準の在り方に関する検討会〔2024〕は、以下の主張を行っている。

「(前略) 財産目録は会計帳簿から導かれる書類ではないものの、記載内容は貸借対照表記載の価額と整合し、学校法人等全体の財産の状況を示す意味合いに加えて、貸借対照表の明細としての意味合いも持つ書類となっている (後略)」(学校法人会計基準の在り方に関する検討会〔2024〕P29)

この中では、財産目録が果たす役割として貸借対照表の明細である点が明確に示されている。

図表2 学校法人会計基準における財産目録のひな形

第八号様式（第47条関係）							
財 産 目 録							
年 月 日現在							
(単位 円)							
科	目	年 度 末					
一	資産額						
	(一) 基本財産						
	1 土地						円
	(1) 校地			〇〇	m <sup>2</sup>		円
	2 建物						円
	(1) 校舎			〇〇	m <sup>2</sup>		円
	3 教育研究用機器備品			〇〇	点		円
	4 図書			〇〇	冊		円
	(二) 運用財産						
	1 現金預金						円
	(1) 現金						円
	(2) 普通預金						円
	2 積立金						円
	(1) (何)引当特定資産						円
	3 有価証券						円
	(1) 利付国債						円
	(三) 収益事業会計資産						
	合 計						円
二	負債額						
	(一) 固定負債						
	1 長期借入金						円
	2 学校債						円
	3 長期未払金						円
	4 退職給与引当金						円
	(二) 流動負債						
	1 短期借入金						円
	2 未払金						円
	3 前受金						円
	(三) 収益事業会計負債						
	合 計						円
(注) 1 基本財産：学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金							
2 運用財産：学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産							
3 収益事業会計資産：収益を目的とする事業に必要な財産（収益事業会計の貸借対照表における「資産の部」に計上する資産）							
4 固定負債：別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債							
5 流動負債：別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債							
6 収益事業会計負債：収益を目的とする事業に必要な負債（収益事業会計の貸借対照表における「負債の部」に計上する負債）							

具体的に言えば、図表2で示した財産目録のひな形における注4および注5の別表第一とは、学校法人会計基準第21条に関連する貸借対照表における記載科目を示しており、貸借対照表における負債の範囲と財産目録における負債の範囲および金額と財産目録におけるそれらを一にしていることが分かる。

財産目録の位置づけを貸借対照表の内訳表とする考え方については、太田 [1957] において財産目録が貸借対照表の明細表であるならば、財産目録は貸借対照表の中から資本勘定<sup>5)</sup>を除いたものと大差なく、むしろ重要な科目について作成される勘定明細表の方が遥かに有用であると指摘されている(太田 [1957] P155)。

すなわち、財産目録の内容が貸借対照表の資産および負債と同じであり、その金額が同一であるならば、追加的に提供される情報には限りがあり、同一の内容となることが明らかなうえで2つの書類が作られることになる。例えば、貸借対照表における現金や金銭債権の評価額と財産目録における評価額は同一のものになることは自明であり、貨幣性資産については両者は全く同じ情報を提供することになる。一方で、一定の条件のもとで保有することを条件に資源が提供された場合に、貸借対照表上はコスト計算の観点から取得原価評価を行う一方で、時価(公正価値)を反映させることが財産管理の観点から有用な場合には、それらの項目だけをピックアップして明細表を作成することで貸借対照表を作成しただけでは示せない有用な情報を提供することができると考えられる。太田 [1957] は企業会計における期間損益計算を念頭において、上記の主張を行っているが、非営利組織の会計においてフロー計算書と貸借対照表が複式簿記と発生主義により結びつき、コストの配分に利用されている現状においては、非営利組織の会計においても上記の指摘について議論の余地を有しているように思われる。

齋藤 [2020] は公益法人の会計を取り上げ、非営利組織における財産目録は、非営利法人が自らの特定のミッションを果たすために、どのような資産を物量情報としてどの程度、そしてどのように利用しているのかを示すと指摘している(齋藤 [2020] P284)。そのように考えるならば、財産目録に期待される役割は、ミッションを達成するために必要な財産管理という視点に重きが置かれることとなり、必ずしも財産目録の価額を貸借対照表と同じにする必要性は無いはずである。むしろ追加的な情報を提供するという観点からは、財産の評価額について貸借対照表上の金額と異なるとしても財産管理やミッションの継続的な達成について必要な情報を提供するという観点から財産目録における財産の価額が決定されることが望ましいと言える。

## 6 むすびにかえて

本稿においては非営利組織会計の財務報告において財産目録が果たす役割について、

検討を行った。その中で伝統的な企業会計における財産目録を巡る議論においては財産目録が果たす役割として擬態破産の防止や解散価値を表示することによる債権者保護に必要な情報を提供するという考え方や、財産管理における受託者の責任の明確化、および損益計算に資するために作成される貸借対照表の内訳項目としての役割が与えられているといった議論が行われていた点を確認した。

財産目録が提供する主たる情報は財産についての物量情報であるが、その上で財産の評価額としてどのような価額を付すかについて債権者保護を重視する立場に立てば、時価評価が行われることになり、貸借対照表の内訳表としての機能が期待されている場合には、その価額は貸借対照表と同一のものになると言える。しかしながら、財産目録を貸借対照表の内訳明細と位置づけ、同一の価額を付すことの意義についてはしばしば批判的に論じられており、追加的な情報提供が限定的になることから期間損益計算を会計の中心とする思考が発展していく中で財産目録が果たす役割は大きく後退していったと言える。

一方で、近年の非営利組織の会計制度においては、財務報告の体系の中で財産目録の作成がしばしば要求されている。その理由としてまず第一に、非営利組織がミッションを達成するために財産をどのように利用しているかについての情報が利害関係者に有用な情報を提供するという点が挙げられる。また、もう一つの点として、学校法人のように直接的あるいは間接的に公益的なミッションを達成するために社会から財産の付託を受けていると言える状況において、非営利組織は国民の財産の受託者としての性格を帯びることにより、付託された財産管理についての情報を提供するために財産目録の作成が重要な役割を果たすことになると考えられる。

非営利組織の財務報告の中で財産目録は重要な役割を果たすことになると考えられるが、学校法人会計基準で求められているように財産目録を貸借対照表の内訳項目と位置づけ、財産の評価額についても貸借対照表価額と同一の金額としなければならない必然性は希薄なように思われる。特に貸借対照表が非営利組織の財政状態の表示およびコストの配分のための調整に用いられている状況を所与とするならば、財産目録に期待される役割は貸借対照表には無い、追加的な情報を提供することに見出すべきであると考えられる。例えば、固定資産を無償で受け入れた場合、貸借対照表上においては当初認識額を取得原価としてコストの配分を行い、財産目録においては時価を付すことで、資産がその意図通りに用いられていることや、継続的にサービスを提供することができるか否かについての情報を追加的に提供できると考えられる。

上記の議論を総括するならば、非営利組織の財務報告の体系において財産目録の作成に積極的な意義を与えるには、貸借対照表を作成しただけでは示すことのできない

情報を提供する必要があると言える。

---

1) 太田 [1957] においては、貸借対照表の評価額と財産目録の評価額が同一であったとしても以下の3点について両者は異なる点を指摘している。

①財産目録は資産、負債の一覧表なので資本の項目を含まない。

②財産目録は財産の明細書であるから実物が想像し得られる程度の明細な説明が必要であり、その金額を載せるだけでは不十分である。

③財産目録は財産の現状において作成されるものであり、決算前に作成される。しかし貸借対照表は決算後繰越勘定の集計である。

2) 本稿においては時価と公正価値という用語を無差別に用いている。

3) 営利組織、特に株式会社の場合には株主の財産が経営者に委託されるので、説明責任における議論の中で関係する当事者は、株主と経営者となる。公益法人や学校法人を含め、組織の持分権者が存在しない非営利性の徹底された組織の場合には、委託者としての国民(社会)と付託者としての法人の運営者が、関係する当事者となる部分が生じると言える。

4) 企業会計における収益

5) 現在における純資産勘定

#### 参考文献

安藤英義 [1978] 「財産目録と貸借対照表:初期商法に見る両者の関係」『一橋論叢』第79巻第3号PP44-61

安藤英義 [2001] 『簿記会計の研究』中央経済社

安藤英義・新田忠誓・伊藤邦雄・廣本敏郎編 [2007] 『会計学大辞典第五版』中央経済社

五十嵐邦正 [2002] 『現代財産目録論』森山書店

太田哲三 [1957] 『会計学』千倉書房

太田哲三・飯野利夫 [1975] 『会計学』千倉書房

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 [2024] 「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」

齋藤真哉 [2020] 『現代の会計』放送大学教育振興会

日本公認会計士協会 [2019] 「非営利組織における財務報告の基礎概念」

(ふるいち ゆういちろう・大原大学院大学 会計研究科教授)